

## 事例 保税地域外蔵置違反

### 1 事案の概要

H社は、門司税関F支署管内に5箇所（A、B、C、D、E）の保税蔵置場を有しているが、同支署管内のY蔵置場から自社に搬入した外貨「アロマオイル100C/T」について、内容点検を実施したところ原産地表示がないことを確認したため、原産地シールを貼付することとなったが、Y蔵置場内にラベルを貼付する作業スペースがないことから、B蔵置場にて作業を行ってほしい旨の連絡があり、これを了承した。

平成28年12月1日（木）14時頃、Y蔵置場から保税運送にて、当該貨物がB蔵置場に運送されてきたことから、対査確認後、NACCSにて搬入登録を実施したものである。

なお、B蔵置場の貨物管理責任者は、貼付作業に荷主が立ち会うことから、F支署保税部門に作業内容等を同日16時頃に連絡を行った。

翌12月2日（金）10時40分頃に、F支署保税部門職員が、B蔵置場に当該貨物の状況を電話にて確認したところ、既に、9時頃から原産地シール（MADE IN CHINA）の貼付作業を輸入者と一緒に行っている旨の回答を得たことから、直ちに、保税部門職員は、当該作業の立会いを兼ね蔵置貨物の確認を行うため、当該蔵置場に向かった。

同日11時05分頃、B蔵置場に到着し、作業場所に案内してもらったところ、保税蔵置場地域外である同蔵置場倉庫の3階にて、アロマオイル100C/Tのうち20C/T（1パレット）を蔵置し、シールの貼付作業を行っているところを確認したものである。

当該事案について、貨物管理責任者に対し聞き取りを行ったところ、同日9時から、荷主2名と同蔵置場が手配した作業員3名（内国貨物作業専担）の計5名で作業を開始したが、同蔵置場許可地域1階部分は、風が強く貼付用のシールが飛散し、寒かったこと。また、作業対象貨物の個数が50,000個と大量であり、長時間の作業になることから、手配した作業員が、いつも作業を行っている風の影響を受けない同倉庫3階での作業を提案し、20C/T（1パレット）を保税地域外である倉庫3階部分に移動させた後、作業を行っていたものである。

なお、同日、貨物管理責任者は不在で、1階の保税地域には、保税担当者が居たものの、貨物の蔵置場所を案内したのみで、他のデバン作業に従事していたため、作業員たちが作業途中で3階に移動していたことに気が付かなかったとのことであった。

### 2 原因及び問題点

本事例における非違の原因及び問題点についてご検討願います。

### 3 非違の点数及び対応策

- (1) 本事例に係る非違の合計点数は何点でしょうか。
- (2) 再発防止策としては、どのようなことが考えられるでしょうか。